

新型コロナウイルス感染症による出席停止の扱いについて

児童生徒の健康を守るため、文部科学省の通知に従い、新型コロナウイルス感染症による出席停止措置（学校保健安全法第19条に基づく）の扱いを下記のとおり実施いたします。
御理解、御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 出席停止をとる場合の目安

- ① 発熱または風邪症状（のどの痛み・咳・嘔吐・下痢など）がある場合
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 感染者の濃厚接触者となった場合（同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染したなど）
- ④ 医療機関にて新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合

2 出席停止による提出書類

○上記①～③の場合

- ・別紙「新型コロナウイルス感染症による出席停止報告書」を提出してください。

（保護者記入）

○上記④の場合（新型コロナウイルス感染症に感染していると診断された場合）

- ・他の感染症同様「通知書（登校許可証）」を提出してください。（医療機関記入）

3 学校への連絡

お子様が上記1の①～④に該当する場合は、学校へ連絡していただき、今後の対応や該当する書類について御相談ください。

心配される症状がある場合には、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関等に電話で。

「帰国者・接触者相談センター」（山武健康福祉センター 0475-54-0611）